

# 平成18年度 第2回富田林市都市計画審議会

## 議事録

平成18年12月19日開催  
於 市役所3階 庁議室

### ○出席者

- ・ 富田林市都市計画審議会委員  
福田経三、下野恵子、吉村善美、石原三和、増田昇、阪野拓也、奥田良久、鳴川博、辰巳真司、尾崎哲哉、山本剛史、司やよい、京谷精久、得能延正、三嶋定雄、渡邊ヒロミ
- ・ 事務局（まちづくり政策部まちづくり室まちづくり推進課）  
植田信二、上野剛敬、西野佳秀、山中清隆、梶本揚子、赤野正吾、澤井真美

### ○開会

《増田議長》

お待たせいたしました。

定刻が参りましたので、ただ今から富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。本日の審議会の開催にあたりまして、1名の方から会議の傍聴の申し出がございましたので、傍聴人の入室を認めてよろしいでしょうか。

《各委員》

異議なし

《増田議長》

異議なしの声がございましたので、傍聴人の入室をしてください。

本審議会の傍聴をされる方にお願ひします。

受付に掲示しております「会議の傍聴に係る遵守事項」を守り、審議会の円滑な運営が行えますよう協力ください。

改めまして、委員の皆様方には何かとご多用にもかかわらず、ご出席を賜りましてありがとうございます。

まず、本日の審議会には、委員18名中、16名のご出席をいただいておりますので、審

議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

また、議事に入ります前に、本年8月に開催をいたしました審議会から、委員の交代がございましたので事務局の方からご紹介をいただきますので、宜しくお願いいたします。

《事務局：上野課長》

報告させていただきます。

まず11月1日付けで交代がございまして、条例第2項第1号委員であります富田林警察署長の、上野委員が、本日の審議会からご出席を頂いております得能 延正（とくのう のぶあき）委員に交代されました。なお、任期につきましては前 上野委員 の残任期間となっております。

また1項2号委員の壺井委員におかれましては、去る10月16日にご逝去され、その後任委員につきましては選出されておられませんので、当分の間欠員となっておりますことをご報告させていただきます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

《増田議長》

ありがとうございました。

それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。

議案書、議案第1号南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、まず事務局より、この議案についての内容の説明をお願いいたします。

《事務局：赤野》

まちづくり推進課の赤野です。よろしくお願ひ致します。それでは議案の説明に入る前に生産緑地地区の経過と概要について、前面のスクリーンを使用しながら説明いたしますので、ご覧下さい。

市街化区域内の農地につきましては、宅地の供給促進を図る一方で、生活環境上、良好な農地を保全する必要があることから、都市計画により、宅地化する農地と、保全する農地とに区分し、保全する農地につきましては生産緑地地区の指定を行うことになりました。

本市におきましては、平成4年度に、335地区、約80.03haにつきまして、生産緑地の当初指定を行い、その後、毎年1回、計13回の見直しを経て、現在、生産緑地地区は、320地区、約71.53haとなっております。

続きまして、制度の概要についてですが、説明の途中に、生産緑地法第何条といった表現が出てまいります。お手元に配付しております、議案書の議第1号と左肩に枠囲いされております冊子をご用意ください。こちらの冊子の22ページから28ページに、生産緑地法を添付しておりますのでご参照ください。

まず、地区の指定についてですが、生産緑地地区の決定・廃止は、都市計画法に基づく

もので、決定権者は富田林市となります。そのため、当審議会での議決が必要となります。

指定の要件は、市街化区域内において現に農業の用に供されている農地であり、面積が一団で500平方メートル以上必要となります。一度指定を受けると、基本的には農地以外の土地利用はできなくなります。

しかし、指定から30年が経過した場合、または農業に従事されている方が、死亡や故障により農業ができなくなった場合、その生産緑地の所有者は、生産緑地法第10条の買取り申し出を行うことができます。ここで言う故障とは、農業従事が不可能な、身体障害や病気のことであります。

買取り申し出とは、市に対して生産緑地の買取りを求めるもので、この申し出がなされた土地について、市は申し出の日から1ヶ月以内に、買い取るか、買い取らないかの回答をしなければなりません。結果として買い取らなかった場合、申し出地について、市の方から、JAや農業委員会に依頼し、農業従事されている方に斡旋を行います。

最終的に、申し出の日から3ヶ月たった時点で、斡旋などにより所有権移転がされていない場合は、生産緑地としての土地利用の規制がなくなり、農地転用の手続きも出来ることとなります。これを行為制限解除と呼んでいます。生産緑地法では第14条に規定されています。

このように買取り申し出があり、行為制限解除となった生産緑地につきましては、当審議会に付議し、地区の廃止または区域の変更を行ってまいります。

最後に、生産緑地の土地利用の規制について、先ほど農地以外の利用はできないとご説明いたしましたが、生産緑地法第8条により、公共事業によるものは例外として、認められております。例えば、道路や公園などの、公共施設の設置や管理については、生産緑地であっても実施することができ、事業が完了すると、生産緑地の廃止を行います。

以上で過去の経過及び制度の概要についての説明を終わります。

それでは、ただいま付議しております議第1号、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして、変更理由並びに内容の説明をさせていただきます。変更理由につきましては、お手元の議案書11ページをご覧ください。富田林市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものであり、生産緑地法第10条の規定に基づく、買取り申し出後の行為制限解除に伴い、若松町四丁目5の地区ほか10地区について、区域変更及び廃止を行うものでございます。

次に、変更内容の説明をさせていただきます。議案書2ページから10ページに変更後の生産緑地地区の一覧表がございしますが、これは今回変更のない地区も含めた全体の一覧表となっております。したがって今回の変更内容につきましては、変更箇所のみ抽出しております議案書12ページの新旧対照表、並びに13ページからの新旧対照図により説明させていただきます。

まず、新旧対照図の見方について説明いたします。

図面上に緑色で着色しております1、若松町四丁目5の地区は、今回変更を予定しておりま

す生産緑地地区であり、12ページの新旧対照表の地区名称を表しております。

次に、右下の凡例をごらん下さい。緑色の線は、変更する地区を表しております。

黄色の着色は、行為制限解除により廃止する区域を表しております。

黒色の着色は、生産緑地地区で、変更のない区域を表しております。

なお、図面は、13ページから21ページまでとなっておりますので、以上の凡例を参考に、図面の方をご参照いただきたいと思います。

あわせて、いま見ていただいております議案書と同じ図面と、富田林市域での位置を、前のスクリーンに表示しておりますので、ご参照ください。

それでは、13ページの新旧対照図、1.生産緑地地区名称若松町四丁目5の地区から、順にご説明申し上げます。

まず、1の若松町四丁目5でございますが、地区の面積約0.10haの内、黄色で着色しました約0.05haを廃止し、区域変更後の面積は約0.05haとなります。区域変更の理由は、主たる従事者の故障によるものです。

次に図面14ページの2.の若松町五丁目4でございますが、地区の面積約0.06haを廃止するものです。廃止理由は、主たる従事者の故障により廃止するものです。

同じく図面14ページの3.若松町五丁目6でございますが、地区の面積約0.07haを廃止するものです。廃止理由は、主たる従事者の故障によるものです。

次に図面15ページの4.若松町西二丁目2でございますが、地区の面積約0.13haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の故障によるものです。

次に図面16ページの5.若松町西二丁目7でございますが、地区の面積約0.06haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の故障によるものです。

次に図面17ページの6.若松町東一丁目3でございますが、地区の面積約0.14haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の故障によるものです。

次に図面18ページの7.寿町三丁目1でございますが、地区の面積約0.09haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の死亡によるものです。

次に図面19ページの8.寿町四丁目4でございますが、地区の面積約0.28haがあります。その内、黄色で着色しました約0.13haを廃止し、区域変更後の面積は約0.15haとなります。区域変更の理由は主たる従事者の故障および死亡によるものです。

次に図面20ページの9.錦織18でございますが、地区の面積約0.16haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の死亡によるものです。

次に、図面21ページの10.高辺台二丁目4でございますが、地区の面積約0.09haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の死亡によるものです。

同じく、図面21ページの11.高辺台二丁目8でございますが、地区の面積約0.06haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の死亡によるものです。

なお、主たる農業従事者の死亡又は故障による廃止につきましては、当該生産緑地の買取り申し出がありました。行政側において買い取りはせず、また斡旋も成立しませんでしたので、申し出日から3ヶ月を経過した時点で、生産緑地法による行為制限が解除され、今回

生産緑地地区の変更を行うものです。

以上が変更の内容でございます。なお、原案どおり変更が可決されますと、本市の生産緑地地区は311地区、面積約70.49haとなります。以上で説明を終わります。よろしくご審議を、お願いいたします。

《増田議長》

ありがとうございました。ただいま説明を受けました議案第1号南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、ご意見ご質問はございませんか。

《石原委員》

基本的な質問で申し訳ないんですけども、仮に市の方で買取りをするとか、あるいは斡旋が成立した場合はここには出てこない、という風に理解したらよろしいでしょうか。

《増田議長》

はい、どうぞ。

《事務局：植田部長》

出てまいります。市の方で買い取って例えば、あの、公園なり何なり施設利用した場合、やはり生産緑地ではなくなりますので。

《石原委員》

すると、あの、例えばこういう故障とか死亡で買取り申出があった人の中で、買取られたなり斡旋が成立したという風な事例はあるですか。それとも、これ全てについて買取りはしない、あるいは斡旋は成立しなくてこうなったんか、そのへんの割り合いはどんな感じなんですか。

《増田議長》

はい、どうぞ。

《事務局：植田部長》

残念ながら本市では、まだ買取った事例はございません。買い取ってすぐに利用できるというのがなかなかございませんので、本来は都市計画道路がこの中でもかかっているものがございます。長期的な視点では都市計画道路なんかの計画があれば買うべきではあるかと思っておりますけれども、本市では、まだ買取った事例はございません。

《石原委員》

斡旋が成立したのもない。

《事務局：植田部長》

はい、ございません。

《増田議長》

これは全国的に買取られる事例というのは、よっぽどのケースでほとんどまれな事例ですね。

《石原委員》

そうかと思えますけど、ちょっとだけ確認したかったんです。

《増田議長》

斡旋（の成立）もほとんどないというのが実態は実態ですね。

ほかにございませんか。

毎年出てくる案件なんですけれども、ないようでございますので、表決に入ります。

議案第1号を原案どおり可決することについて、ご異議ございませんか。

《各委員》

異議なし

《増田議長》

異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

それでは次に報告に入ります。議案書、報告都市計画マスタープランについて事務局より報告がございます。

前回の審議会では概要という形でご説明を頂いたのに続きまして、今回は原案という形でご説明を頂きます。内容の説明をお願いいたします。

《事務局：梶本》

梶本でございます。よろしくお願い致します。

それでは、都市計画マスタープランの改訂について説明させていただきます。

前回の都市計画審議会では、マスタープランの素案について、ご報告させていただきましたが、今回は本編の原案となっており、内容が大変多くなるため、全体的な構成については簡潔に、改定箇所については重点的にご説明させていただきます。

前回のマスタープランでは、総論・全体構想・地域別構想の3章で構成されておりましたが、今回のマスタープランは、それに富田林市の現況・課題を加えた全4章での構成となっております。

それでは、第1章から順に、内容を説明いたします。

第1章の総論は3節から構成されております。

原案2ページと3ページ第1節をご覧ください。

1. 都市計画マスタープランとは都市計画法に基づく市町村の都市計画の基本的な方針のことを指します。2. 計画対象地域は富田林市域全域となっております。3. 計画目標期間は10年後の平成29年となっております。また、4. 諸計画との関係として、上位計画や整合を図るべき関連計画などを示しております。

4ページから7ページの第2節、改定の背景につきましては、前回のマスタープランは初めての策定でしたが、今回は改定となりますので新しく追加した項目でございます。

改定の背景としては、上位計画である1. 富田林市総合計画の改定や、2. 都市計画法の改正や都市計画区域の再編など、また、3. 社会情勢の変化として少子高齢化などを挙げております。

次に8ページ9ページの第3節では策定経過として、計画の構成や、2. 策定のフローについて記載しております。

策定のフローとしては、市民参加の一環として実施した住民意識調査や意見聴取会の結果、また、まちづくりに関心を持って頂くため開催しましたまちづくり講演会について記載しております。また、都市計画審議会や庁内検討会議、担当課ヒアリングなどの検討過程を記載しております。

その内、担当課ヒアリングにおいては、前回のマスタープラン内容の進捗状況、及び新規事業の確認を致しました。その結果を踏まえ、前回のマスタープランの記載項目の内、完了したものや実施予定のないものについては削除、新規事業については追加、継続するものは引き続き今回のマスタープランに記載する形としました。

次に11ページからをご覧ください。

第2章は富田林の現況・課題ということで、次の12ページにあります現時点での富田林市の概要や、15ページにあります市民意向の状況として、3000人を対象に実施しましたアンケート結果と今後の課題について記載しております。

この市民意向の状況において、相関図の中で赤字で囲まれている部分が、市民の方が、現状の満足度が低く、今後の整備の重要度が高い項目と回答された項目となるため、重要な課題として検討致しました。

続きまして19ページからをご覧ください。

第3章は全体構想ということで、市域全体に対する構想を2つの節から構成しております。

20ページ、21ページに記載されている第1節では、1. 都市計画の基本理念として歴史・文化・自然が調和する成熟都市を挙げ、さらに具体的に安全・安心・快適に暮らせるまち、地域資源を大切にすまち、交流と活力のあるまちを掲げております。

次に22ページ23ページにあります2. 目標とする都市像として前の画面で示しているように、駅周辺などを拠点、主要な道路や石川などを軸線として示しております。

次に24ページの推進方策について、今までの体制から法的・社会的状況の変化を踏まえ、今後の進捗状況の確認といったこれからの体制について記載しております。また、市民参加

についての記載が必要であるとの観点から、都市計画提案制度などの住民参加型のまちづくりの手法や、協働のまちづくりについての記載を追加致しました。

25ページから52ページについては第2節都市整備の方針として、土地利用・都市施設・都市環境・自然環境といった都市計画に関する項目についての方針を記載しております。

まず、27ページの土地利用方針については、市域を8つのエリアに区分しております。既成市街地などの住居エリア、商業地などの商業エリア、工業地などの工業エリア、外環状線沿道の市街化区域周辺の沿道サービスエリア、都市的な土地利用と自然的な土地利用を調整する土地利用調整エリア、錦織公園やゴルフ場といった緑地を保全する緑地エリア、農用地といった農地を保全する農業エリア、だけ山といった防災的な視点から自然を保全する自然保全エリアの各エリア区分となっております。

28から52ページについては、都市施設や都市環境、自然環境についての方針となりますが記載量が多いため、主な項目について、前面のスクリーンに挙げさせて頂きましたので、こちらをご覧ください。

都市施設整備方針については、交通について駅前広場や駅へのアクセス道路などの整備、公園については、石川河川公園の整備や緑のマスタープランの見直し、下水道・浄化槽に関しては、下水道整備計画に基づく整備事業の推進及び市設置型浄化槽整備推進事業などを挙げております。

また、都市環境整備方針については、景観について、町並み環境整備事業による寺内町の保全や景観計画の策定検討、防災について、各種建造物の耐震性の強化、市街地整備については富田林駅南周辺整備について、住宅地整備については、老朽化した市営住宅等の建て替えやバリアフリーのまちづくりなどを挙げております。

また、自然環境整備方針につきましては保存樹木や災害危険箇所山林保全などを掲げております。

53ページからの第4章は地域別構想ということで、基本的な考え方として、前マスタープランと同様、市域を8地域に分け、各地域の目標と方針を記載しております。例として北部地域を前面のスクリーンに出しております。前回と違う点として、その地域の特徴が一目でわかるように、土地利用現況の割合などをグラフ化した、地域のカルテを添付しました。

また、前マスタープランでは、市民アンケート結果を資料編として最後に添付しておりましたが、アンケートや意見聴取会での意見に、地域による特徴が見られたため、今回はその意見をより活かせるように、アンケート結果から地元住民の要望を把握し、そこから地域の課題と改善するための方針を取り上げるという形式としました。

また、各方針は羅列するのではなく、重点的に取り組む予定のものを黒丸で示し、メリハリをつけることとしました。

以上が今回のマスタープランの構成や改定点、及び全体構想部分の説明となります。

続きまして、地域別構想について澤井の方から説明させて頂きます。

《事務局：澤井》

まちづくり推進課の澤井と申します。よろしくお願ひ致します。

地域別構想の構成については、先ほど梶本の方から説明させて頂きましたが、8地域それぞれの具体的な内容につきまして、私の方から説明させて頂きます。

なお、住民意識調査の結果や地域整備の方針につきましては、全て説明いたしますと大変長くなってしまいますので、地域整備方針図を前のスクリーンに映しまして、お手元の資料と同じものから各地域の重点的に取り組む予定の事業や施策などについて抜粋し、説明させて頂きます。

まず、北部地域につきましてお手元の都市計画マスタープラン原案56ページをご覧ください。

北部地域は近鉄喜志駅周辺や旧国道170号より東側の市街地、梅の里を主とする新市街地。及び市街化調整区域におけるまとまった農地などから形成されております。

住民の意向としては子どもや高齢者が利用しやすい身近な公園の整備、交通安全を重視した歩道や通学路の整備、避難場所や幹線道路などの防災空間の整備などの意見が多く見られました。

59ページの地域整備方針図を前面のスクリーンに映しておりますが、主な整備方針としまして、富田林太子線の延伸、その他、地域南部に位置します美具久留御魂神社の保全樹木・樹林の保全。また、梅の里地区においては建築協定締結などによる良好な住宅地景観の保全、既成市街地における住環境の整備や防災機能の向上といった項目を挙げております。

次に、中部地域につきまして、原案60ページをご覧ください。

中部地域は近鉄富田林駅・富田林西口駅を中心に、その周辺の市街地及び寺内町、中小企業団地から緑ヶ丘や富美ヶ丘周辺を含む地域となっております。

住民の意向としては子どもや高齢者が利用しやすい身近な公園の整備、交通安全を重視した歩道や通学路の整備、防災組織の強化や避難所への誘導対策などの意見が多く見られました。

63ページの地域整備方針図と同じものを前面のスクリーンに映しておりますが、主な整備方針としまして寺内町の歴史的な町並みの保全、富田林駅周辺などのバリアフリー化、緑ヶ丘町の一部において建築協定などを締結し、良好な住宅環境の保全を目指す、また、既成市街地における住環境の整備や防災機能の向上といった項目を挙げております。

次に、東部地域につきまして、原案64ページをご覧ください。

東部地域は石川右岸、国道309号と、その周辺の市街地から府営北大伴住宅、大伴地区までを含む区域となっており、地域南部の農地の多くは農用地に指定されております。

住民の意向としては、公共下水道・浄化槽の整備、子どもや高齢者などが利用しやすい公園の整備、防災組織の強化や避難所への誘導対策などの意見が多く見られました。

67ページの地域整備方針図を前面スクリーンに映しておりますが、主な整備方針としまして、効率的な下水道の整備推進、市営東板持住宅跡地の利活用についての検討といった項目を挙げております。

次に、中南部地域につきまして、原案68ページをご覧ください。

中南部地域は大阪外環状線より東側、近鉄川西駅・滝谷不動駅を中心に、その周辺の市街地から嶽山、金胎寺山とその山裾の市街地を含む地域となっております。

住民の意向としては、子どもや高齢者などが利用しやすい身近な公園の整備、交通安全を重視した歩道や通学路の整備、公共下水・浄化槽の整備などの意見が多く見られました。

71ページの地域整備方針図を前面スクリーンに映しておりますが、主な整備方針としまして、市の風景を形成する嶽山・金胎寺山など自然景観の保全・育成、幹線道路や市街化区域周辺の土地利用調整エリアにおいては、土地利用の規制・誘導といった項目を挙げております。

次に、東南部地域につきまして、72ページをご覧ください。

東南部地域は嶽山・金胎寺山東南側から市域界までの区域となっており、現況の土地利用では山林と農地が80%を占め、地域の全てが市街化調整区域に指定されております。

住民の意向としては、公共下水・浄化槽の整備という意見が最も多く、次いで交通安全を重視した歩道や通学路の整備、子どもや高齢者などが利用しやすい身近な公園の整備などの意見が多く見られました。

75ページの地域整備方針図を前面のスクリーンに映しておりますが、主な整備方針としまして、市設置型浄化槽の設置の推進、市の風景を形成する嶽山や金胎寺山などの自然景観の保全・育成、龍泉寺や楠妣庵などの歴史的資源の保全、竜泉1号線の狭小区間の改良といった項目を挙げております。

次に、西南部地域につきまして76ページをご覧ください。

西南部地域は大阪外環状線より西側、南海高野線滝谷駅を中心に、その周辺の既成市街地から金剛団地に隣接する市街地。地域東部には錦織公園が位置し、中央部は農地・山林で構成されています。

住民の意向としては、子どもや高齢者などが利用しやすい身近な公園の整備や交通安全を重視して歩道や通学路の整備、防災組織の強化や避難所への誘導対策などの意見が多く見られました。

79ページの地域整備方針図と同じものを前面のスクリーンに映しておりますが、主な整備方針としまして、南海高野線沿線の既成市街地では住環境の整備や防災機能の向上など、また、北部の市街地では良好な住宅地景観の保全、錦織公園及びその周辺では、地域の顔となる景観形成や広域防災拠点としての整備、自然環境の保全といった項目を挙げております。

なお、前回のマスタープランで錦織公園の西側にありました土地利用方針検討エリアの一部を、今回のマスタープランでは緑地の保全との観点から緑地エリアとして提案しております。

次に金剛地域について80ページをご覧ください。

金剛地域は昭和40年代に開発された金剛団地から、加太・五軒家周辺の既成市街地からなる地域で、現況の土地利用として83%が市街地となっております。

住民の意向としては、防災組織の強化や避難所への誘導対策、高齢者等に配慮したバリア

フリーの推進といった意見が多く見られました。

83ページの地域整備方針図と同じものを前面スクリーンに映しておりますが、主な整備方針としまして、既成市街地などにおける住環境の整備や防災機能の向上、公園や幹線道路などのバリアフリー化の検討。金剛連絡所周辺の調査・研究といった項目を挙げております。

また、この金剛地域におきましても、前回のマスタープランでの土地利用方針検討エリアの内、五軒家地区の北部を、景観や防災の観点から緑地エリアとして提案しております。

次に、金剛東地域につきまして84ページをご覧ください。

金剛東地域は中央を南北に309号線、東西に森屋狭山線が横断している地域で、中央部に商業施設や医療福祉施設が集積し、その周辺は住宅地となっております。また、北部には農地や山林などが広がり、木材団地との緩衝緑地としての役目を果たしています。

住民の意向としては子どもや高齢者などが利用しやすい身近な公園の整備、防災組織の強化や避難所への誘導対策などの意見が多くみられました。

87ページの地域整備方針図と同じものを前面のスクリーンに映しておりますが、主な整備の方針としまして、北部の緩衝緑地の保全、公園や幹線道路などのバリアフリー化、市街地の良好な住宅地景観の保全などを項目として上げています。

この地区でも土地利用方針検討ゾーンの内、金剛東と木材工場団地との間を、景観や防災上の観点から緑地エリアとして提案しております。

以上で都市計画マスタープランの原案についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、若者アンケートの調査結果、及び都市計画マスタープラン策定の今後のスケジュールについて山中の方から説明させていただきます。

《事務局：山中》

まちづくり推進課の山中と申します。よろしくお願ひ致します。

本日お配りさせていただきました追加資料、若者アンケート調査結果報告をご覧いただきたいと思ひます。

これは、前回の都市計画審議会において、住民意識調査で若者の意見をもっと聞く方がいいのではないかというご意見を頂きましたので、その後、25歳以下の若者を対象にしたアンケートを実施し、その結果をまとめたものでございます。

調査は、9月末から10月中旬にかけて、対象を15歳～25歳とし、市のホームページで募集すると同時に、出来るだけ多くの意見を収集するため、市内の高校、大学にご協力をいただき、また総合体育館や青少年センター、公民館、スポーツ公園など、同年代の若者が多く利用する公共施設に調査票を設置し、201件の回答をいただきました。

回答者の属性についてはご覧のとおりですが、問4の居住地については、市民に限定しませんでしたので以上のような結果となっております。

次にアンケート結果ですが、問5の富田林の良い所はどんな所との間に寺内町などの歴史資源や、整備された落ち着いた町、自然が多いためとの回答が多くありました。

問6は市内在住者への質問で、これからも富田林に住みたいと思ひますかの問いに、住み

たいと思うとの回答が50%で、住民意識調査での同年代の回答の70%より低い結果となっています。

次に、問7は市外在住者への質問で富田林に移り住みたいですかとの問ですが、移り住みたいが約7%となっています。

問8では、昨年の住民意識調査では、この年代は他の年代に比べ、定住志向が低いとの結果が出ておりましたので、将来の富田林市がどんなまちになれば住みたい、住み続けたいか、という質問への回答を見ますと、大型店舗があり買い物や食事の便利なまち、夜でも安全で安心なまちなどが上位に位置しましたが、これは、住民意識調査における若い世代での回答と、ほぼ同様の回答結果となっています。

自由記述の問9の富田林の良いところには、自然・景観に関する意見が最も多く、また問10の変わると良いところには、鉄道の複線化や大阪市内へのアクセスなどの交通に関する意見や、商業施設の誘致やレクリエーション施設の充実など商業に関する意見が多く寄せられました。

なお、都市計画マスタープランの住民意識調査では市民3000人を無作為に抽出しておりますので、年齢層が偏らないよう、今回の若者アンケートについてはここでの報告とさせていただきます。

また、今回のマスタープランの資料編として、住民意識調査や意見聴取会の結果、分かりにくい用語の解説などを添付する予定をしております。

続きまして、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

前のスクリーンにも映しておりますけれども、お配りしております都市計画マスタープラン全体スケジュールの下から6段目をご覧頂きたいと思っております。

まず、本日の都市計画審議会で、本原案に対する意見をいただき、同時に、関係各課には年内から来年にかけて地域別構想のヒアリングを行う予定をしております。

年が明けまして1月の下旬を期限に、この原案に対して市民の皆さんから意見をいただき、意見が整理できた時点で第4回の検討部会、そして2月、本日、日程を調整させていただきますので決定致しましたけれども、2月の23日に次回の都市計画審議会を開かせて頂き、そこで諮問・答申と考えております。

以上で都市計画マスタープランの改訂についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

《増田議長》

ありがとうございました。ただ今説明を受けました報告案件都市計画マスタープランについて、ご意見ご質問はございませんか。

《司委員》

前回の若者のアンケート調査を出来たらして頂きたいという事で、このように取って頂きまして、ありがとうございました。で、あの、この結果を見まして、何かこう、ショックと

言えば良いのか。今の富田林の自然または文化財というか、そういった歴史をすごく重んじられている事に対しては、すごく評価をしていきたいと思うんですけども。それから総合計画審議会も一緒ですけど、これからの富田林のまちづくりをしていくにおいては、やはりこれからの時代、少子化、少子高齢化に進む中で、やはり市民のそういった市民サービスを提供していくにおいては、1番目にはその高齢者とか障害者っていう方達に手厚くしていくっていうのは大変、それはもう当たり前の事だと思うんですけども、やはりこれからの富田林の魅力あるまちづくりを考えていけば、やはり、生産世代と言いますか、そういう若者の世代が、やはり長く住み続けて頂ける事が1番重要なポイントだと思うんですけども。その中で、あの、総合計画審議会の中でも色々、この人口想定ですか。今現在では、富田林市では12万4,000人を切ってる、切ってたという風に思ってる、記憶があるんですけども、総合計画審議会では、今後10年間の人口を12万5,000人に想定しているという事で、やはりこれから少子化が進むに当たって、やはり若い世代が長く住み続けていって頂けなければ、そういった12万5,000人を維持していくのは、やっぱり大変なのではないかなという風に思います。やはり、そういった中で、富田林の財政面から見れば、ほとんどが固定資産税とか、そういった色んな税収はありますけれども、そういったのがほぼ大きな、主やというのは思っております。そういった中で、やはりこれから地場産業もすごく富田林でも進められておりますけれども、また、そういった分ではなくて、新しい産業を創出していく事もこれから、やっぱり考えていかなければならない1つではないかなと思っております。そういった意味で今回、前回は出てたと思うんですけども、土地の、あの、調整エリアのそういった部分の今後の活用っていうのを考えていくべき事だと思うんですけど。行政として、このアンケートを捉えて率直な意見として今後のいくつか土地利用調整エリアがありますけれども、どんな風に考えられたのか行政として（の意見を教えてください）。

《事務局：上野課長》

ご指摘の件でございますけれども、マスタープランの26ページをご覧頂きたいと思うんですけども。

26ページの土地利用調整エリアの項目、5番目の項目に当たりますけれども、右側に土地利用方針図で大阪外環状線と旧国道170号線の間にあります水色でちょっとハッチングしたゾーンでございます。

このエリアにつきましては、えー、調整エリアの表記でございますけれども、都市的土地利用と農地・山林等の自然的土地利用の調整を図る。ただし、大阪外環状線や大阪千早線といった幹線道路沿道や駅周辺については、広域的な観点から商業や流通施設の設定を検討していきます、という風にビジョンしておりますですね、そういう、あの、幹線道路に挟まれるエリアにつきましては、区域的には喜志の駅南側、調整区域でございますが、いわゆる、近くに当たります事から、この辺の有効な土地利用を今後検討していきたいと（思っております）。川西駅周辺につきましても、割と商業施設が来たいというような案が。具体的な話

はございませんけれども、計画もございまして、そういう対応の中で、働く場所という所と商業という部分での、その若者層の都市的な環境の整備も合わせて見てきたなという風に考えております。

以上です。

《増田議長》

よろしいでしょうか。

《司委員》

はい、あの、まあ、今答弁でお答えして頂いたんですけど、そういった事をやっぱり市としても、前向きにやっぱりきちっとこの都市計画マスタープランに表示していく事も一つ大事だと思います。で、これはね、あの、私ちょっとインターネットであの、ちょっと資料として持って来たんですけど。あの、大阪府下のね、そういった、あの、事業所とか従業員とか、そういう年間商品の販売額とか、そういった事が出てるのがあったんですけど、あの、富田林は人口12万3,000なんですけどね、まあ、大阪市は除くんですけども、大阪狭山市とか、もう、松原、藤井寺とか。人口密度は、人口は富田林よりも半分ぐらい、半分以下ですよ、藤井寺にしても、大阪狭山市でも。でも、このデータを見ますとね、年間の商品販売額の、人口当たり、まあ1人の販売額が藤井寺では人口割から95%もあるんですよ。それで、大阪狭山市でも84%。それに引き換え、富田林では68.5%なんです。だから、そういった意味からも、あの、確かにまちづくりっていうのは自然も大事やし、文化遺産というか、そういう物も大事ですけども、ある意味では商業というか、そういう分野もやっぱり兼ね備えたのが魅力あるまちづくりやと思うんですよ。で、まあ私らでもよく、どっかに何か食べに行こうかなとか、何か富田林に、どっかない、って言われたら一瞬詰まる事があるんですよ。で、やはり狭山とか、そういう所にやっぱり、狭山とかお店とかもたくさんありますしね、そういった事もやっぱり現実にあります。そういった所からも本当に、あの人口が、あの、富田林の半分以下なのに、年間販売数が率から言ったら上っていうのは、やっぱりそれだけまち全体が文化的って言ったらおかしいですけど、まちとしては移り住みやすい、住みたいまちになっていけるんじゃないかな、と思います。

それで、あの、やっぱり富田林の場合は総合計画審議会でも言われてますけど、地域資源の中で大学も誘致されてますしね。やっぱり大谷短期大学も昨年ぐらいから4年制で男女共学になったりとか、様変わりがすごくされてますし、そう言った意味では、これから、そういう事も踏まえて、まちづくりをやっぱりしていくべきだと思いますので。是非そう言った、この若者のアンケートの最大のトップにもありましたけど、レクリエーションの場所とか、商業の大型店舗の（誘致）、とかありましたけど、そういった観点から是非ともその事をしていけるようにね、求めていきたいと思いますので。よろしくお願いします。

《増田議長》

はい、どうぞ、石原委員。

《石原委員》

よろしいですか。

あの、私の方はね、特に水に関してですけども、農業に関して水は欠かせないんです。特にあの、今、最近言われてます、水の方が汚れてきてると言う事で、やはり市民に対する食糧の安全安心という事でね、やはり富田林だけやなくして、やはり近隣の河内長野なり、やはり千早赤阪、水の連携を取って頂いてですね、水の、良質な水の確保に取り組んで頂きたいと思います。原案26ページの農業エリアについて、7番目にも書いておりますけれども、そういった中で、あの、十分な連携を取って頂いたら、と思うんですけども。

《増田議長》

事務局の方は何か、今お二人、司委員と石原委員から頂きましたご提案に対して、何かコメントございますか。

《事務局：植田部長》

今の水の方につきましては、ご承知の通り東条地域の方で、あの、公共下水ではなかなか持って行けませんので、市設置型の合併処理槽の設置促進する事によって、市域の中としては随分良くなるんじゃないかと思うんですけども。で、商業の方につきましては、大阪の衛星都市で元々藤井寺はちょっと異質くらいに市内歩留まりというんですかね。商業が非常に盛んな所ですね。で、大阪狭山市でそんなに高いとは、ちょっと僕知りませんでしたけれども。富田林も商業床、人口当たりの商業床いうのは少くないんですね。で、従業員数も少なくはないと思うんです。ただまあ、商業効率は、そう言う意味では悪い、という事だと思います。

ご意見ありがとうございました。

《増田議長》

はい、鳴川委員。

《鳴川委員》

あのね、26ページの8番ですけどね、自然保全エリアという事で、防災上配慮すべき山林等において、自然環境等を保全するという事を、ここに謳われているんですけども、東条地区においてね、今現在、建物に関しては不法登記、それと、その建物に対してはね、もちろん固定資産（税）も払ってない。それと、そこに対しての防災っていう観点から見ても消防法違反、っていうのも全部調べ上げて出てるんですよ。そう言う所に集客してやね、どんだんどん人を入れてね、やるような事は、これははっきり言うて自然環境等を守るて

というような、こんな嘘を書いてもうたら困る訳や。これ取り消して下さいや。これはどう言う事やねん。これ説明して下さいや。こんなええかつこばかり、出来んような事書いてきたかて、しゃあないんや、こんな事。

《増田議長》

現在そういう問題が発生していると言う事で…

《鳴川委員》

ただし、これはね、昨日今日出来たもんじゃない訳や。これ設置されて10年以上もやね、結局富田林でも知らん事、知らない人がないような有名な、これ、施設ですよ、これ。これ、なんでこんな事、こんな事書くんですか。消して下さい。

《増田議長》

はい、事務局どうぞ。

《事務局：植田部長》

はい、確かに今、委員さんがおっしゃるように、違反建築で商売してはるような所はございます。で、まあ、それはそれとしまして、ここで挙げておりますのは、嶽山、金胎寺山と言うのはご承知の通り、非常に、あの、脆い山でございまして、土石流の危険渓流とか、砂防とかがございまして、そういう意味で保全していこう、という意味で書いておきまして、ちょっと、まあ、おっしゃる事も事実としては、あるんですけれども、自然を残す、という意味で書いてございます。

《鳴川委員》

自然を残す意味でもね、自然に開発、開発許可もなしで色んな問題が起こってきてる訳ですわ。開発許可も出さずにしてやね、まあ、自分の土地は自分で開発しても構へんと、そういう問題が、それで良いのかどうかの、その検討をして下さい。

《事務局：植田部長》

それはもちろん良い事ではございませんので、そういう事は許されない事ですので、今現在、大阪府が、まあ、監察権を持っておりますので、規制に当たっておる途上でございますので、よろしくをお願いします。

《鳴川委員》

まあ、やっぱりね、そういう、その、あの、今現在の嶽山地域において、おきましてね、今までは、その、みかんの生産でかなりの収益を上がってきたけども、やはりこういう状態

になって、みかんも安くなってきたっていうのがあって、それで開発行為に利用したい、しかし基本的な制限があるので出来ない、しかし、それを我慢して一生懸命みかんの生産もやっている人もおる訳ですから、だからそう言う人の事も考えてね、あの、何て言うかな、わしがやったらどうのこうのじゃなしに、やっぱり場所的には、やっぱり場所、その場所に依じた、その、仕事がある訳ですわ。だからそんな所にやね、不特定多数の人間をどんどんどんどん集めてね、飲ますわ食べすわたぶらかすわやね、その、そこでもし火災何かが起こったかて、水すら、消火する水すらないような状態の所でね、これはまあ、早期に決着を着けて頂きたい。これだけ要望しときます。

《増田議長》

ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

はい、中谷委員。

《中谷委員》

あの、全然ちょっと知識もないんで恥をかくかも分かりませんが。

この、市民のアンケートの結果の中で、都市計画の施策の中で、まあ、あの、一番重要なものは何ですか、と言う事で、防災対策って言うのがあったんですよね。で、富田林の方でも防災対策につきましては、かなり進めて頂いてると思うんですけども、この前新聞にも報道されましたように、もし東南海地震が起こった場合に大阪では、マグニチュード7位の地震が発生するのではないかと言うような事が新聞でも報道されておったんですけども。それに対して、例えば、まあ、そう言う災害が起こった時に避難場所、そこらが今、全体的にね、富田林に、どれだけ、その市として設置されておるのか。また、あの、そう言う事が起こった時に、そこへ行ったら良いんや、って言うような目印とか、そういうような物がはっきり分かっているのかどうか、ちょっと僕分からないんでね。避難場所とか、そういうような箇所が今、富田林として、どれだけ設置されておるんかっていうような事を、一つちょっと今教えて頂きたいなと思うんですが。

《増田議長》

いなかでしょうか。

《事務局：山中》

あの、マスタープランの原案44ページをご覧頂きたいんですけども。

こちらの左下に凡例としまして、赤い丸が防災拠点。あと、あの緊急輸送路、そして避難所っていうのが、この緑の半円で表しております。それとオレンジの半円につきましては、一時避難所という事で表しております。ほとんどが各小学校・中学校、それとか、あの、公民館ですとか、その辺の公共施設が指定されております。それと、学校の校庭が一時避難所

というような形になっており、あと、グラウンドですとか、そういう所で、こういう分布しておりますけれども。それから、あの、地域防災計画の方でも、きっちり定めておりますので。よろしくをお願いします。

《中谷委員》

と言いますのはね、今、農業の関係で不耕作農地とか、その、遊休農地とかが各市町村でかなり発生してるんですね。その中で一つの解消の方策って言ったらかわいんですけど、ある行政では、そういう不耕作農地とか遊休農地等を防災の時の避難場所に市の方として、この場所は適当だという所にそういう物があれば避難場所として市の方で確保する、というような施策を取っておられる行政も、関東の方ですけども。そういうような事で、出来る限り、そのような災害時において、避難場所を確保しておこうというような施策を取っておられますので、富田林においても、不耕作農地とか遊休農地という事で、今、石・委員もおられますが農業委員の会長もしておられますし、色々調査をしておられる部分もありましてね、そう言った部分も一つ都市計画の施策の中で考えて頂けるのであれば、そういう役に立つ場所にして頂けるんじゃないかな、と言う風に思いましたんで、ちょっとお尋ねしたような事でございます。会長、すみません。

《増田議長》

はい、どうぞ。

《中谷委員》

これ、先ほどのお話の続きになるんかも分からないですけど、市民のアンケートを見ますとね、子どもや高齢者などが利用しやすい身近な公園の整備が、どの項目、どの地域でもトップ、というか上位にきてますよね。これは、どのように施策に反映すると言う風に考えて頂いてるんでしょうか。子どもや高齢者などが利用しやすい身近な公園って言うのは、どのような位置付けで言われてるんかどうか、内容も含めてちょっと教えて頂きたいなと。

《増田議長》

事務局の方、何かご回答の方は。

《事務局：上野課長》

身近な公園としましてですね、先ほど申されておりました遊休農地等、10年後もお借り出来る場合につきましてですね、児童遊園等の整備で住民の近場で遊べる遊園地というような形で整備を進めて行くという施策を今現在取っておりますが、そういう形を続けていきたいと思っております。

《増田議長》

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

《京谷委員》

分かりました。せやけど、それってなかなか難しいと思ひましてね。まだまだ、足りないという意味合いで、多分欲しいという事でアンケートで率直な要望として出てるんですよね。そうすると、先ほどのお話にもありましたように、何かその、施策的にね、今までのやり方では十分に対応出来ていないと言うのがあるんじゃないんですかね。つまり、市がですね、自ら買い上げてですね、防災的な意味も込めてですね、そういう事を積極的にやっていくと言う事も必要になってくるんじゃないんですかね。つまり、あの、まあ、そういう、土地を提供して頂けるようなきとくな方ばかりじゃないですよ。防災上、また公園のそういう機能上ですね、地域の為に、その、まあ、行政が積極的に整備していくといった面も必要じゃないんですか。そうしないと、ここに都市マスタープランとして、新たに追加して10年ぐらいのスパンで考えていく意味合いも、あんまりなくなっていくんじゃないかな。そういう積極的な施策として考えてらっしゃるのかな、と。

《増田議長》

何か、いかがでしょうか。

《事務局：植田部長》

あの、おっしゃる意味は、全くその通りで、あの、金剛地区とかにつきましては、結構、あの、児童公園につきましても街区公園につきましても整備されておりますけれども、それでもかなり要望としては高く挙がっておりますね。えー、在来市街地になりましたら、ほとんど公園が適正配置されていないというのが、まあ、現実でございますけれども、まあ、今、10年以上無償で、まあ、貸してあげよう、という風な方おられたら、だいたい年間2、3ヶ所ずつ。まあ、ゆっくりですけどね、全然、あの、間には合っていないと思ひますけれども、整備していったら、というのが財政状況からしますと、もう、この辺が、もう精一杯ではないかなと。

《増田議長》

はい、どうぞ。

《京谷委員》

まあ、あの、ちょっと予算的なものも考えて頂いて、そういう個所を増やして頂きたいな、と。これは要望にしときます。それと、67ページ、ちょっと良いですか。えーと、東部地域についてなんですけどね、この地図見てちょっと気になるのがですね、この都市計

画道路整備状況と言う事の中でですね、非常に、あの、未整備地域がきちっと書かれているんですけど、整備されてる所がほとんどないっていう。これは、都市計画道路はあっても、この東部地域については整備状況が進んでないっていう事ですかね。

《事務局：植田部長》

その通りですね。あの、やっぱり、あの、石川を挟みまして、本市の実情を、ここで説明する迄もないですけども、西側はだいたい市街地になりまして、石川から東って言うのは、多くは在来集落もございますけれども、まあ、市街化調整区域が多いと言う事で、都市計画道路の整備は、やはり人口密度の高い市街地を、まあ、優先的にやってるという面もありまして、ほとんど仰る通り309号くらいしか整備されていない、という状況です。まあ、これから整備していく所かな、と風に思うんですけども。以上です、

《増田議長》

はい、どうぞ。

《京谷委員》

分かりました。えーと、まあ、ここにも書かれてるんですけどもね、えー、金剛大橋東詰めから川向交差点及び、その周辺の道路改良の方法について検討を進めるって言う事ですけども、これ、かなり渋滞が今すごくなってきたんでね、くれぐれも、これ、あの、先ほど部長のお話にもありましたように、あの、東部地域の道路整備についてはね、はっきり言うて遅れてると。都市計画道路は特に。都市計画道路については、あの、しっかりとやって頂きたいなと思います。要望しときます。

《増田議長》

はい、どうぞ。

《事務局：植田部長》

今のお話ですけども、あの、皆さんご承知の通り、あの、各道路が全部金剛大橋の方へ集まって来ております。と言う事で、金剛大橋の部分的な解消では解消にならない。広域的な道路網と言う考え方で、長期的な視点で対応していけたらな、と思っております。

《増田議長》

他、いかがでしょうか。

はい、下野委員。

《下野委員》

あの、全体の市民の意見聴取会を開かれたと思うんですけども、全部この市役所でされたんですけど、どれ位の方が参加されたんですか。

《事務局：上野課長》

えー、今年ですね、9月の9・10の土日とですね、16・17日でですね、2週続けてなんですけど、意見聴取会を開催させて頂きました。総計81人に参加して頂きまして、意見を述べて頂きました。

《下野委員》

81人？全地域ですよ？それで81人くらいのね、意見をね、集めて頂いて、集めて頂いたって言えるのかなあと思ったんですけども。

《事務局：上野課長》

あの、まちづくりにおきましてですね、意見聴取、まあ、前回のマスタープランからやっておりますんですけども、なかなか、その、まちづくりに関心を持って頂いて意見を述べて頂く機会と言うのが今までなかったものですから、参加がなかなか少ないんかと。その中でも熱心な方に来て頂いて、と言う風に理解しております。えー、今後はですね、その、このマスタープランでも書いてありますように市民参加型のまちづくりについて検討していきたいと言う所で継続してですね、来年以降まちづくり講演会等やりながらですね、まちづくりについて考えていけたらな、と言う風に思っております。で、春（の意見聴取会）はですね、約30の方が来られました。

《下野委員》

このお知らせっていうのがあったんですけど、カラー刷りのグラフありますよね、これでお知らせ、これだけでお知らせと言う事だったんですか。

《事務局：上野課長》

あの、広報で、まあ、その辺折込にさせて頂いたのとですね、市のホームページに掲示させて頂いて、それと、あと町会長にですね、DMで参加出席のご依頼をさせて頂きました。

《下野委員》

あの、以前にも言ったと思うんですけども、やっぱり、あの、市役所で開くって言ったら参加しにくい方もいらっしゃると思うんです。その辺をもう一度ね、地域で、あの、近い所で開催されたら、もっと皆さん関心を持って来られるんじゃないかな、と思うんで、その辺ちょっと検討して頂けますか。

《増田議長》

はい、どうぞ。

《事務局：上野課長》

あの、今回ですね、学校等でさせて頂こうかなと思ったんですけども、我々だけで学校をお借りしてですね、休みの期間で保安が保てるか、と言う所もありましてですね、役所の方で一回やってみよう、と言う風に考えた次第です。学校施設を使つての、その、一般大衆を入れての意見聴取会の安全性について、ちょっと我々自信がありませんでしたので、今後の検討課題として考えさせていただきます。

《下野委員》

学校じゃなくても、公民館とか、あの、集会所とか、色々あると思うんですね。だから、もうちょっと考えられたら良かったんじゃないかと思います。

《京谷委員》

ちょっとよろしいですか。今の意見、その、もっともでね、その、地域でやっぱり、こう言うのを開かないと、都市計画のこれって言うのは、相当、これ、地元で根ざした物を考えるんやったらね、地元の意見をもっともっと聞くと言う姿勢が必要だと思うんです。やっぱり役所で開いたら駄目ですよ。役所で開いたら、皆さんね、敷居が高くて来られない人多いんですから。だから、やっぱり出来たら、やっぱり、あの、下野委員が仰るように、あの、ね、安全性なんて言うような、こんな詭弁を言うたらあきませんよ。安全、あの、前の、あの、合併の時でもね、各学校、小学校単位でね、開いてるんですからね。だから、あの、やっぱり体育館借りるなりね、もっと町会館、地域の町会館を借りても良いですよ。そこを惜しまない事が必要だと思いますね。やっぱり80人なんて、どう考えても少ないですよ。住民の意見を聞いたとは言えないです。だから、方法については今後考えて頂きたいなと思います。

《増田議長》

今現在、考えられている、このスケジュールの中での、原案の意見聴取と言うのは、これは、また全戸配布されるというような状況ですか。あるいは、どんな状況で意見聴取をされるんですか。

《事務局：山中》

あの、この原案を市のホームページに掲載させて頂いて、それと、あと、市内の公共施設に設置。ペーパーで。それと、うちの方にも置いておきます。それと、あの、これについての意見を聞かせて下さい、と言うお知らせを作りまして、それで、あの、各公共施設ですとか、そう言う所にお配りさせて頂こうかな、と言う風に思っております。

《増田議長》

皆さんから意見出ておりますように、今年、せつかくの機会、マスタープランの改訂の機会ですから、あの、積極的に意見、市民の意見聴取が出来るようにと言うご要望は非常に大きいと思いますので、まあ、少し会の、もう少し意見聴取のし方をですね、少しご検討頂ければ、と言う風に思います。

他、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

一つ良いですか。一つは、先ほどの地域防災計画の、あの、議案書の話もそうですけど、本当に、あの、避難所がちゃんと、あの、各家にハザードマップ的な形で全戸配布されてるとか、というような形から言うと、あの、行政のやってる事を市民の方々に理解してもらう為の、色んな意味での広報なり計画なりと、活動自体、結構やっぱり、市として充実していく必要があるのではないかと言うのは、ご指摘だと思いますので、その辺少しお考え頂ければと思います。それともう一つは多分、今日出ておりました案件の中で、例えば、あの、公園の整備もそうですし、道路の整備もそうですし、こう言った議論頂いてる中で、多分マスタープランを作って、これで終わりと言う状況では今、日本津々浦々なくなってきたんですね。マスタープランを作った後、もし、その、事業、予算が、非常に財政が厳しい折ですから、どの事業にどんな優先順位を与えてやっていくかみたいな、どちらかと言うとアクションプランみたいなやつは少し考えないといけないような時代背景になってきてるんですよ。あの、大阪府なんかは、非常に財政が悪くなって、つい最近、まあ、あの、えー、土木事業ですとか都市計画事業の実施計画の見直しみたいな事をされておまして、どう言うプライオリティーで事業を展開していくかみたいな、優先順位をどうやっていくかと言う、まあ、これ今言うて、すぐに出来るって話じゃないんですけれども、申請されてて、プランが出来ました、これで終わりですって言う話ではなくて、実態としてどう言う風に進行しているのかとか、どう言う風な、その、プライオリティーを優先して展開していくのかと、言う風な事を取り組まないといけない、えー、時代背景になっているんだろうと思います。このマスタープランそのものに書き込めるかどうかは分かりませんが、全体としては皆さんの要望を聞いていると、そう言う事を少し考えないかん時期にきてると言うような事が、今日の議論の中でもひしひしと出てきたんじゃないでしょうか。

それと、もう一つは、(議論の中にも)ありましたようにコンプライアンスと言いますか、実態として違法行為が起こると言うような話の事に関しましては、これはプランとは直接関係ございませんけれども、現況を極力早く改善すると言うポーズを取って、これは、もう、コンプライアンスの問題として、渋々これはやって頂くと言うような事も重要だとご指摘を頂いた、と言う風に思っております。

で、あの、今日頂いた、後は、あの、都市計画等々の、今あったような、大幅な修正ではないんでしょうけれども、まあ、ある程度書かれてる事は書かれてるんですね、賑やかにするとか、いきいきとしていくとか、活性化していくとか、あるいは、その土地利用の、えー、考え方として、土地利用調整ゾーンみたいなやつを作ってやってますと言う風な事を書いてるんだと思うんですけれども。少し書きぶりを、あの、ひよっとしたらもう少し、このアン

ケートを見て若者にとっての魅力性みたいなやつを少し、もう少し強く書いていくかどうかという辺りなんかは、少し、今日のご意見を受けて、少し事務局の方でご検討頂けたらなと思います。だいたい、こう言うマスタープランって言うのは大まか、だいたいの事は網羅して書かれてるんです。ところが、やっぱりこれからって言うのは、ある目標は定まっているんですけども、ほんまに具体的にそれを行政財政計画の中で、どう実行していくのかって言う辺りが非常に問題だと思しますので、それは少し、今日のご意見を頂いて、真剣に取り組んで頂きたいなと思います。

他、いかがでしょうか。特別ございませんでしょうか。

そしたら、一応、今日予定を致しておりました、一つの付議と、一つの報告案件に関しまして、えー、意見も出尽くしたかと思しますので、本日の審議会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、最後に事務局より一言お願いいたします。

《事務局：植田部長》

どうも、長時間に渡りまして、ご審議ありがとうございました。非常に手厳しいご意見も含めまして、色々ご意見頂いた物を参考にさせて頂いて、また、あの、原案に対しての市民の皆さんのコメントも含めて、まとめにかからせて頂きたいと思います。次回、2月23日と言う事でございますので、よろしくお願い致します。

本日はどうもありがとうございました。

《増田会長》

どうもありがとうございました。これをもちまして解散とさせていただきます。